

**熊本県告示第394号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により三角港臨港地区内に次のとおり  
 分区を指定し、告示の日から施行する。

なお、昭和45年3月31日熊本県告示第232号及び昭和48年11月24日熊本県告示第933  
 号（港湾法第39条の規定による分区の指定）は、廃止する。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 商港区  
 宇土郡三角町大字三角浦の一部
- 2 特殊物資港区  
 宇土郡三角町大字波多の一部
- 3 保安港区  
 宇土郡三角町大字三角浦の一部
- 4 漁港区  
 宇土郡三角町大字波多の一部
- 5 マリーナ港区  
 宇土郡三角町大字波多の一部

分区の指定箇所は、図面で示し、その図面は、熊本県庁土木部港湾課及び三角町役場に  
 備え置き縦覧に供することとする。

**熊本県告示第395号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1  
 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20  
 条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を  
 公衆の縦覧に供する。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
 熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
 熊本市新港一丁目及び新港二丁目の全域
- 3 都市計画の縦覧場所  
 熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第396号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定した  
 ので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都  
 市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
 熊本都市計画臨港地区 熊本港臨港地区
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域  
 熊本市新港一丁目及び新港二丁目の全域
- 3 都市計画の縦覧場所  
 熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第397号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業  
 所を次のとおり指定した。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
くまもとケアセンターそよ風 熊本市山ノ内三丁目9番27号	株式会社 メデカジャパン	平成15年4月1日
グループホームあい 八代市島田町863番地3	有限会社 あい	平成15年4月1日
グループホーム菜の花 本渡市本渡町大字本渡845番地3	有限会社 いずみ	平成15年4月1日